

## 厚生労働省委託事業（無料相談）

令和4年度  
開催分

## 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内

「年次有給休暇の確実な取得」、「時間外労働の上限規制」、「正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止」に続き、2023年4月には「中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率引上げ」が施行され、企業として就業規則の見直し等、早期の検討・対応が必要となります。厚生労働省・岐阜労働局では、企業の皆様の新たな取り組みや従業員の働きやすい職場づくり等、各種相談に応ずるため、商工会議所・地域自治体と連携した「出張相談会」を下記のとおり開催致します。どの様な相談にも応じますので、是非この機会をご活用ください。

瑞浪商工会議所  
出張相談会

## ◆実施日

令和4年 5月25日（水） , 7月27日（水）  
9月28日（水） , 11月22日（火）  
令和5年 1月25日（水） , 3月 8日（水）

## ◆相談時間

上記の各日とも、10時00分～15時00分  
（1社あたり30分程度）

## ◆相談会場

上記の各日とも、瑞浪商工会議所 1階 相談室  
（瑞浪市寺河戸町1043-2）

このチラシに関するお問い合わせ・お申し込みは

瑞浪商工会議所 ☎ 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230

- ◇ 申込み方法は、裏面をご覧ください。
- ◇ 原則は事前申込をいただくこととされていますが、事前申込が「無い」場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。
- ◇ 本相談会のほかに、無料専門家派遣制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

